角田市再生可能エネルギー発電設備の設置の規制に関する条例(案) (目的)

第1条 この条例は、再生可能エネルギー発電設備の設置が防災並びに自然環境、生活環境 及び景観に及ぼす影響に鑑み、その設置の規制に関して必要な事項を定めることにより、 災害の発生を防止するとともに、豊かな自然環境及び良好な生活環境を保全することを目 的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 再生可能エネルギー源 エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及 び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行令(平成21年政令第22 2号)第4条に規定するものをいう。
 - (2) 再生可能エネルギー発電設備 再生可能エネルギー源を電気に変換する設備及びその附属設備(送電に係る電柱等を除く。)をいう。
 - (3) 事業者 電気事業の用に供する再生可能エネルギー発電設備を設置する事業(立木の伐採、掘削、盛土その他土地の形状の変更を伴う工事及びその事業を目的とした土地に関する権利の移転等を含む。以下「事業」という。)を計画し、これを実施する者をいう。ただし、国及び地方公共団体を除く。
 - (4) 事業区域 事業を行う一団の土地(再生可能エネルギー発電設備に附属する管理施設、変電施設、緩衝帯等に係る土地を含む。)の区域であって、柵、塀等の工作物の設置 その他の方法により当該一団の土地以外の土地と区別された区域をいう。
 - (5) 土地所有者等 事業区域の土地の所有者、占有者及び管理者をいう。
 - (6) 近隣関係者 事業区域の境界から100メートル以内の区域に土地又は建物を所有 する者及び当該事業によりその所有する土地又は建物について、これらの者と同程度の 影響を受けると認められる者をいう。
 - (7) 地域 事業区域を含む行政区設置規則(平成21年角田市規則第2号)第2条に規定する行政区及び事業の影響を受けると認められる行政区をいう。
 - (8) 住民等 地域内に居住する者、近隣関係者及び所在する法人その他の団体をいう。
 - (9) 発電事業 再生可能エネルギー発電設備を用いて発電を行う事業をいう。

(市の責務)

第3条 市は、第1条の目的を達成するため、この条例の適切かつ円滑な運用が確保される よう必要な措置を講じなければならない。

(市民の責務)

第4条 市民は、第1条の目的を達成するため、市の施策及びこの条例に定める手続の実施 に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

- 第5条 事業者は、関係法令及びこの条例を遵守し、第1条の目的を達成するために必要な 措置を講じるとともに、住民等との良好な関係を保つよう努めなければならない。
- 2 事業者は、再生可能エネルギー発電設備及び事業区域を適正に管理しなければならない。
- 3 事業者は、事業を廃止し、又は当該事業により設置された再生可能エネルギー発電設備 を用いて実施する事業が終了したときは、当該設備の速やかな撤去及び適正な処分をし、 原状回復措置を講じなければならない。

(土地所有者等の責務)

- 第6条 土地所有者等は、第1条の目的に反するおそれのある事業を行う事業者に対して、 当該土地を使用させることのないよう努めなければならない。
- 2 土地所有者等は、事業により、自然環境若しくは景観を損ない、又は災害若しくは生活 環境への被害等が発生することのないよう、事業者に対し、当該土地を適正に管理するよ う求めなければならない。

(禁止区域)

- 第7条 市長は、土砂災害その他の災害が発生するおそれが極めて高いと認められる区域で 次に掲げる区域を禁止区域に指定する。
 - (1) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第 1項の急傾斜地崩壊危険区域
 - (2) 地すべり等防止法 (昭和33年法律第30号) 第3条第1項の地すべり防止区域
 - (3) 砂防法(明治30年法律第29号)第2条の規定により指定された土地の指定地
 - (4) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の土砂災害警戒区域及び第9条第1項の土砂災害特別警戒区域
 - (5) 森林法 (昭和26年法律第249号) 第25条第1項の保安林
 - (6) 河川法 (昭和39年法律第167号) 第6条第1項の河川区域

- 2 事業者は、禁止区域を事業区域に含めてはならない。 (抑制区域)
- 第8条 市長は、災害の防止又は良好な自然環境、景観、歴史的・文化的価値、森林若しく は農地等の保全のために配慮が必要と認められる区域で次に掲げる区域を抑制区域に指定 する。
 - (1) 農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第8条第2項第1号の 農用地区域(電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行 規則(平成24年経済産業省令第46号)第5条第1項第9号の2に規定する特定営農 型太陽光発電設備を設置する場合を除く。)
 - (2) 森林法第5条第1項の規定によりたてられた地域森林計画の対象とする森林の区域 (都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に規定する用途地域内 の区域を除く。)
 - (3) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第 28条第1項の鳥獣保護区
 - (4) 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第27条第1項の重要文化財、第93条 第1項の埋蔵文化財及び第109条第1項の史跡名勝天然記念物の所在する区域
 - (5) 文化財保護条例(昭和50年宮城県条例第49号)第32条第1項の史跡名勝天然記 念物の所在する区域
 - (6) 角田市文化財保護条例(昭和38年角田市条例第13号)第3条で指定する文化財の うち建造物、史跡名勝天然記念物の所在する区域
 - (7) 自然環境保全条例(昭和47年宮城県条例第25号)第12条第1項の自然環境保全 地域又は第23条第1項の緑地環境保全地域
 - (8) その他市長が必要と認める区域
- 2 事業者は、抑制区域を事業区域に含めないよう努めなければならない。 (適用を受ける事業)
- 第9条 この条例の規定は、再生可能エネルギー発電設備の出力の合計(以下「発電出力」という。)が10キロワット以上(既に設置された再生可能エネルギー発電設備を増設することにより、発電出力が10キロワット以上となる事業を含む。)の事業に適用する。ただし、太陽光をエネルギー源として発電設備を設置する事業で、次に掲げるものについては、この限りでない。

- (1) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物の屋根又は 屋上に設置する事業
- (2) 第7条第1項に規定する禁止区域及び第8条第1項に規定する抑制区域以外に設置する発電出力50キロワット未満の事業(事業者が、同時期若しくは近接した時期又は既に施工されている事業の事業区域に隣接し、又は近接する区域で、当該事業と一体的に事業を行う場合においては、これらの事業の発電設備の合算した出力が50キロワット以上となる場合を除く。)

(住民等への説明等)

- 第10条 事業者は、事業を実施しようとするときは、第12条の規定による協議を行う前に、住民等に対し、事業の内容等に関する説明会を開催しなければならない。ただし、発電出力が200キロワット未満の事業であり、かつ、市長が説明会を開催することが困難であると認めるときは、住民等への戸別訪問その他適当な方法をもって住民等に事業の内容等を周知することにより、説明会の開催に代えることができる。
- 2 事業者は、第12条第2項の規定による変更の協議を行う前に、住民等に対し、事業内容等の変更に関する説明会を開催しなければならない。ただし、事業内容等の変更が規則で定める軽微なものについては、この限りでない。
- 3 事業者は、前2項の説明会を行うに当たり、第12条の規定による協議を行うまでに、 住民等の理解が得られるよう努めなければならない。
- 4 住民等は、第1項の規定による説明会を開催した事業者に対し、事業の内容等について 意見を申し出ることができる。
- 5 前項の規定による意見の申出があったときは、当該事業者は、当該意見に対する見解を 記載した書面を作成し、当該意見を申し出た住民等にこれを交付の上、誠意をもって協議 しなければならない。
- 6 地域は、事業の実施に当たり、第1条の目的を達成するために必要な事項について、事業者に協定の締結を求めることができる。ただし、発電出力が200キロワット未満の事業の場合は、この限りでない。
- 7 事業者は、前項の協定の締結を当該地域から求められたときは、協定を締結し、速やかに当該書面の写しを市長に提出しなければならない。

(同意)

第11条 事業者は、市内において事業を実施しようとするとき、又は市内において実施し

ている事業を変更しようとするときは、市長の同意を得なければならない。

- 2 市長は、事業区域の全部又は一部が禁止区域又は抑制区域内に位置するときは、同意しないものとする。ただし、第7条第1項各号及び第8条第1項各号に規定する法律等(次項において「各種法律等」という。)が定める要件により再生可能エネルギー発電設備設置の開発が可能であって、前条の手続が適切に行われ、市長がこの条例の目的に照らして支障がないと認める場合は、この限りでない。
- 3 前項ただし書の規定により、禁止区域又は抑制区域内において再生可能エネルギー発電 設備を設置しようとする者は、各種法律等に基づき許認可、承認等を得るとともに、本条 例の規定を遵守するよう努めなければならない。

(事前協議等)

- 第12条 事業者は、前条に規定する市長の同意を得ようとするときは、当該事業に着手しようとする日の90日前までに、市長に協議しなければならない。
- 2 事業者は、前項の規定により協議した事項を変更しようとするときは、速やかにその旨 を市長に協議しなければならない。

(審査及び協議結果の通知)

- 第13条 市長は、前条に規定する協議があった場合は、審査を実施し、必要に応じて、規 則で定める再生可能エネルギー発電設備設置協議会の意見を聴取することができる。
- 2 市長は、前項の規定による意見の聴取が終了したときは、事業者に協議結果を通知する ものとする。
- 3 市長は、必要に応じて、前項の通知に自然環境若しくは景観の維持又は災害若しくは生 活環境への被害等の発生の防止のために必要な条件を付すことができる。
- 4 事業者は、前項に規定する条件について、必要な措置を講じ、その結果を市長に届け出なければならない。

(事業の着手等の届出)

第14条 事業者は、事業に着手し、完了し、中止し、又は再開したときは、速やかにその 旨を市長に届け出なければならない。

(事業の確認)

第15条 市長は、前条に規定する完了の届出があったときは、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対して資料の提出を求め、職員に事業区域に立ち入らせて確認するものとする。

(地位の承継)

- 第16条 事業者から相続、売買、合併又は分割によりその地位を承継した者は、承継の日から30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。
- 2 前項の地位を承継した者は、第13条第3項の規定により付された条件及び規則で定める再生可能エネルギー発電設備設置事業確約書の確約内容についても承継するものとする。 (事業区域の適正管理)
- 第17条 事業者は、事業及び発電事業を実施している間、自然環境及び生活環境への被害 又は災害が発生しないよう事業区域を適正に管理するとともに、発電事業に係る保守点検 及び維持管理の実施について年1回市長に報告しなければならない。

(災害及び事故発生時の対応)

- 第18条 事業者は、事業区域内における災害及び当該災害に起因する自然環境及び生活環境への被害が発生するおそれがあると認められるときは、速やかに現地を確認し、早急に必要な措置を講じるとともに、住民等に周知し、市長に報告しなければならない。
- 2 市長は、事業者から前項に規定する報告を受けたとき又は同項の被害が発生すると想定 されるときは、当該事業者に対し、当該事態が生じることを防止するために必要な措置を 講じることを求めることができる。
- 3 事業者は、事業の実施に伴い事故等が発生したとき又は住民等と紛争が生じたときは、自己の責任において誠意をもってこれを解決し、再発防止のための措置を講じなければならない。

(発電事業終了の届出)

第19条 事業者は、発電事業を終了したときは、規則で定めるところにより、速やかに市 長に届け出なければならない。

(発電事業終了後の適正処理)

- 第20条 事業者は、発電事業を終了したときは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)その他の関係法令に基づき、再生可能エネルギー発電設備その他当該事業に用いた設備等を速やかに撤去し、適正に処理しなければならない。
- 2 事業者又は土地所有者等は、発電事業終了後に残された施設について、災害又は生活環境への被害等が発生することのないよう適正に管理するとともに、当該事業区域を原状に回復する措置を講じなければならない。

3 事業者は、発電事業終了後に前2項に規定する対策を速やかに講じるため、必要な資金 の確保に努めなければならない。

(報告及び立入調査)

- 第21条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し報告及び資料の提出を求めるとともに、職員に事業区域への立入り及び当該事業に関する事項の調査をさせるものとする。
- 2 前項の規定による立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入り及び調査の権限は、これを犯罪捜査のために認められたもの と解してはならない。

(助言、指導又は勧告)

- 第22条 市長は、必要があると認めるときは、事業者に対して、必要な措置を講じるよう 助言又は指導を行うことができる。
- 2 市長は、事業者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、当該事業者に対 し、期限を定めて必要な措置を講じるよう勧告することができる。
 - (1) 第11条第1項の規定による同意を得ずに事業に着手したとき。
 - (2) 第12条の規定による協議をしない、又は虚偽の協議をしたとき。
 - (3) 第13条第3項の規定により付された条件に従わないとき。
 - (4) 前条第1項の規定による報告又は資料の提示をしないとき。
 - (5) 虚偽の報告又は資料の提出をしたとき。
 - (6) 立入調査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。
 - (7) 質問に答弁せず、又は虚偽の答弁をしたとき。
 - (8) 事業が自然環境及び生活環境に重大な影響を与えるおそれがあると認められるとき。
 - (9) 正当な理由がなく前項の規定による助言又は指導に従わないとき。

(公表)

- 第23条 市長は、前条第2項の規定による勧告を受けた事業者が、正当な理由なく当該勧告に従わないときは、当該勧告の事業者の所在地、名称及び代表者名並びに当該勧告の内容を公表することができる。
- 2 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ当該事業者に弁明の機 会を与えなければならない。

(国及び県への報告)

第24条 市長は、前条第1項の規定による公表後、公表内容及び公表の事実を国及び県に 報告することができる。

(委任)

第25条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 第2条 この条例の施行の日の前に事業に着手したものについて、この条例の規定は適用しない。
- 第3条 施行の日以後90日を経過する日の前までの間に当該事業に着手しようとする場合においては、第12条第1項中「当該事業に着手しようとする日の90日前までに」とあるのは、「速やかに」と読み替えるものとする。